



## 指名停止措置について

### 1 指名停止措置業者名

業者名	代表者氏名	住所
有限会社 ゼロ	代表取締役 秋山 隆之	福井県福井市品ヶ瀬町13-30

### 2 指名停止措置期間

平成24年4月27日 ~ 平成24年5月26日 (1ヶ月間)

### 3 措置対象区域

四国森林管理局管内(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

### 4 指名停止の理由

平成24年3月5日、関東森林管理局下越森林管理署発注の平成23年度造林請負事業「村杉地区保安林改良事業(3次補正)」の入札において、最低価格であった有限会社ゼロがした入札が調査基準価格を下回ったため、執行官である下越森林管理署長は「保留」を宣言し、調査の協力を伝えたところである。同7日、有限会社ゼロから「工程等の誤積算により低価入札をし、受注困難である」ことを理由に辞退届が提出されたものである。

このことは、契約の相手方として信頼関係を損なう行為が著しく「物品の製造契約、物品購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」における、別表「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(第1、第2関係)」の「12 不正又は不誠実な行為」の要件に該当するため。

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

平成24年4月27日

四国森林管理局長 新木 雅之



お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務部 経理課(2階) TEL 088-821-2060